

# 東京都

## 取り扱おうとする品目

富山県、奈良県、滋賀県及び佐賀県の各配置家庭薬品目収載台帳に記載された品目

ただし、次に掲げる品目を除く。

- 1 漢方薬については、厚生省医薬安全局長通知における「配置販売品目指定基準に適合する漢方薬の範囲」で示す範囲外の品目
- 2 内用液剤である滋養強壯剤（いわゆるドリンク剤）のうち、その内容量が50mLを超える品目又は容器がガラスアンプルの品目
- 3 次の効能又は適応症がある品目  
心臓病、高血圧の予防、つわり、血管脆弱による鼻出血、動脈硬化の予防、気管支カタル、リウマチ性疼痛、急性腎臓炎、慢性腎臓炎、脳いっ血の予防、血清コレステロールの改善、血清コレステロールの低下
- 4 次の用法・用量がある品目
  - (1) 内用液剤・エキス剤で分割用法のあるもの  
(例：30mL入り容器の液剤を数回に分けて服用する。)
  - (2) 丸剤で1粒を2分の1に割って服用する用量のあるもの
  - (3) ビスマス塩類（例：次硝酸ビスマスなど）を含有し小児用法のあるもの
  - (4) 六神丸で小児用法のあるもの